

檀原市社会福祉協議会
第1次中期経営計画

みんなでつくる
健やかで安心して心豊かに暮らせるまち

令和7（2025）年3月

社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会

目次

1. 計画の概要	2
(1) 計画策定の背景と趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
2. 本会を取り巻く状況	6
(1) 地域社会の変化	
(2) 橿原市の状況	
(3) 制度等の動向	
(4) 本会の経営状況等	
3. 理念・基本方針・重点項目	13
(1) 理念	
(2) 基本方針	
(3) 重点項目	
4. 計画の体系	14
5. 計画における取組内容	16
(1) 経営組織の基盤強化	
(2) 人材の確保・育成・定着	
(3) 財政基盤の強化	
(4) 事業経営の強化	
6. 計画の進捗管理	32

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

橿原市社会福祉協議会（本会）は、平成 16（2004）年 9 月に、橿原市における今後の地域福祉の指針となる「橿原市第 1 期地域福祉推進計画」を橿原市との協働により策定しました。その後、平成 21 年度からの第 2 期計画、平成 26 年度からの第 3 期計画、平成 31 年度からの第 4 期計画、令和 6 年度からの第 5 期計画へと引き継ぎながら、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めてきました。

また、平成 26（2014）年 2 月に、本会が地域福祉を推進する中核的な団体として、事業運営、経営のビジョンや目標を明確にした「基本計画」及び「発展・強化アクションプログラム」を策定しました。この基本計画等と地域福祉推進計画を基に、地域福祉の取組と本会活動を進めてきました。

その間、社会福祉分野の環境は変化し、近年の社会福祉法の改正においては、平成 29（2017）年に、社会福祉法人制度改革が行われ、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等が求められるようになりました。また、平成 30（2018）年に、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の整備を図ることが自治体の努力義務とされ、令和 2（2020）年には、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されるなど、地域福祉の“施策化”が進んでいます。そのようななか、今後、社会福祉協議会以外のさまざまな主体が地域福祉の領域に参入することが想定されます。本会は、地域福祉の推進主体として、多機関と連携・協働しながら、その役割を果たしていかなければなりません。

こうした環境の変化に対応し、本会がこれまで取り組んできた経験と実績を踏まえながら、持続的・安定的な経営を図っていくため、「橿原市社会福祉協議会第 1 次中期経営計画」を策定します。より具体的な戦略をもった経営の実現を目指していく必要があることから、これまでの「基本計画」「発展・強化アクションプログラム」から「中期経営計画」に名称を変更しています。そして、本計画では、長期的な展望に基づく将来ビジョンを明らかにし、その実現に向けた組織体制、人材育成、財務、事業運営等に関する具体的な取組を明示します。

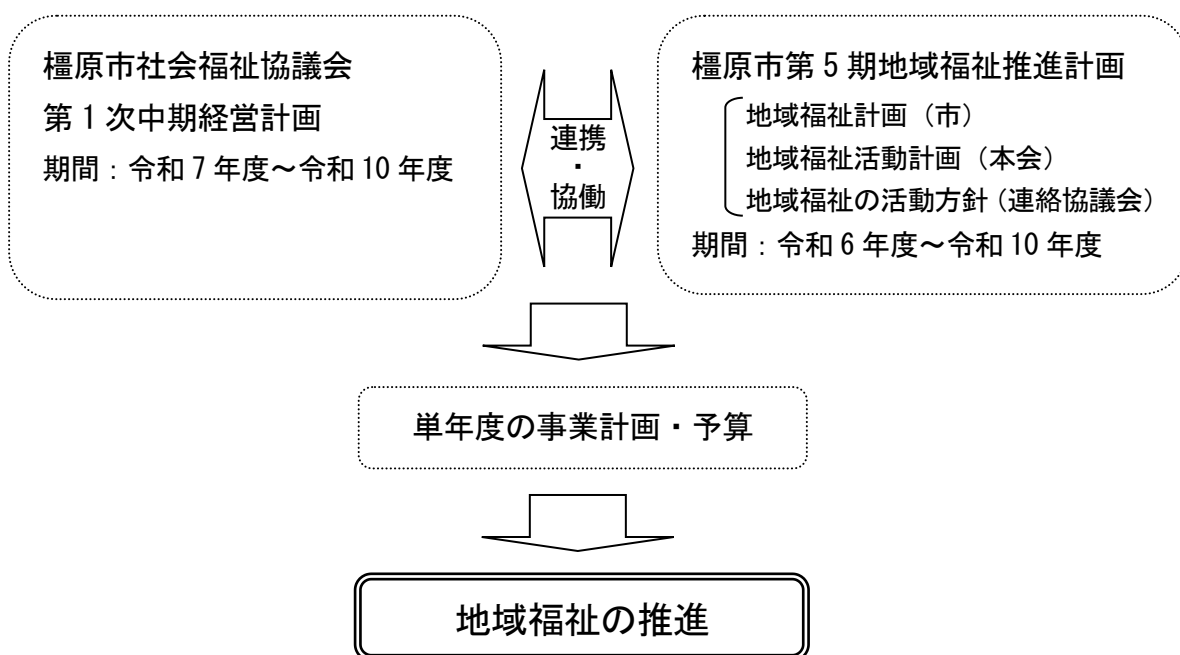
(2) 計画の位置づけ

1) 地域福祉推進計画との関係

地域福祉推進計画は、橿原市が策定する「地域福祉計画」、本会が策定する「地域福祉活動計画」、橿原市地域福祉推進連絡協議会（連絡協議会）が策定する「地域福祉の活動方針」を一体的に策定したもので、橿原市における地域福祉推進のための基本計画として位置づけられています。また、本会においては、地域福祉を推進する上での実践的な活動計画で、本会の役割と取組を示しています。理念として、「みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」を掲げ、その実現を目指しています。

本計画では、市区町村社協の使命や地域福祉推進計画の理念を踏まえ、社協経営における基本方針と重点項目を明示しています。また、本会が地域福祉推進の中核的な団体として、その役割を担い、取組を主体的に実施するための組織や財政の基盤強化、人材の育成などについて示しています。そのため、本計画は地域福祉推進計画との整合性を保つとともに、相互に連携・協働を図り、機能させていきます。

そして、計画された取組は、毎年度策定する事業計画によって具体化していきます。



地域福祉推進計画とは

橿原市において、地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」（社会福祉法第107条）と、それを実行するための「地域福祉活動計画」、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉の活動方針」を、一体的に策定した計画です。橿原市では、地域福祉の推進を目的としてそれぞれの計画が相互に連携する必要があることから、一体的に策定しています。

2) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

その理念である誰一人取り残さない社会の実現は、国が目指す地域共生社会づくりにつながるものです。また、SDGs の目標 1 の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。」は、地域中の生活困窮者、低所得世帯等への支援と重なり、目標 3 の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。」などは、社会福祉事業や地域福祉活動そのものといえ、社会福祉協議会の事業においても親和性の高いものとなっています。そのため、本計画の推進にあたっては、SDGs を意識して取り組んでいきます。



SDGs とは

「持続可能な開発目標—SDGs (Sustainable Development Goals)」は、平成 27 (2015) 年の「国連・持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の行動計画として掲げられた目標であり、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットからなるものです。「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととしています。

(3) 計画の期間

本計画は、第5期地域福祉推進計画（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）との整合性を図るため、第1次計画は、令和10（2028）年度までの4年間を計画の期間とします。今後、地域福祉推進計画の見直しに合わせて、本計画も見直していきます。

年度 計画名	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
橿原市社会福祉協議会 第1次中期経営計画	検討・策定	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶ 第2次計画
橿原市 第5期地域福祉推進計画	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶	▶▶ 第6期計画

2. 本会を取り巻く状況

(1) 地域社会の変化

急速な少子高齢化などにより、世界に例のないスピードで人口減少が進み、家族形態の変容や社会・経済状況が大きく変化しています。この変化により、これまで家庭・地域・職場などで培われてきた支え合いの基盤が弱まり、地域等とのつながりから分断された社会的孤立の状況におかれる方が増えています。地域では、孤独死やゴミ屋敷等の増加、ひきこもり、8050問題、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が複雑・多様化しています。また、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の増加、高齢者や障がい者への虐待等が増加し、大きな社会問題になっています。

(2) 橿原市の状況

橿原市の令和5（2023）年の人口は119,384人となっています。平成12（2000）年頃までは順調に増加してきましたが、その後横ばいとなり、平成22（2010）年頃をピークとしてその後は減少に転じています。また、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。令和5（2023）年の高齢者人口は35,122人で、高齢化率（高齢者人口の割合）は29.4%となり、小学校区別では40%を超える校区もあり、人口の高齢化が進んでいます。

また、高齢化に伴い、要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年には5,694人となっています。介護度別には、要支援1～2の軽度認定者の方が多くなっています。認定率（高齢者人口に占める要支援・要介護者数の割合）は、令和5（2023）年には16.2%となっていますが、全国や奈良県と比較すると低い水準になっています。

次に、障がいのある人の手帳保持者数の状況では、年々増加し、令和5（2023）年度では身体障害者手帳保持者数4,303人、療育手帳保持者数1,288人、精神障害者保健福祉手帳保持者数1,499人となっています。障がい種別では、身体障害者手帳保持者数は、緩やかに減少傾向になっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数は年々増加しています。

そして、生活保護の状況では、生活保護受給人員数、生活保護受給世帯数ともに、減少傾向にあり、令和5（2023）年度の保護率は9.91%となっています。

【橿原市福祉・健康統計より人口・高齢者人口・高齢化率（令和5年10月1日現在）、手帳保持者数（令和6年3月31日現在）、精神障害者保健福祉手帳保持者数は令和5年6月30日現在）、保護率（令和6年3月31日現在）。橿原市第5期地域福祉推進計画より要介護認定者数・認定率（令和5年3月31日現在）】

(3) 制度等の動向

国においては、これまで団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題への対応を示してきました。近年は、これに加えて、いわゆる団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、現役世代の減少が顕著となる2040年問題を踏まえ、持続可能な社会保障・社会福祉制度のさらなる改革に向けた検討が行われています。

○令和22(2040)年に向けての概況

(高齢化)

令和7(2025)年には団塊の世代がすべて75歳以上になり、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上になる。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、令和12(2030)年には14.3%になり、令和22(2040)年には20%を超えると見込まれている。

(人口減少)

令和12(2030)年には、出生数が約81万人、死亡数は160万人を超え、人口は1億2千万人を下回ると推計されている。令和22(2040)年には出生数が約74万人になる一方、死亡数は約168万人にのぼることが見込まれており、人口が1億1千万人台に減少すると見込まれている。

【全社協福祉ビジョン2020より】

【介護・高齢福祉分野】

介護保険制度については、高齢化の進展により、介護需要は確実に増大し、介護離職も大きな問題となっています。介護需要の増大に応じたサービス供給量の増加とともに、介護費用の増加が想定され、介護保険料の上昇が見込まれています。国では、居宅で生活を続ける要介護者の増加に向けて、地域包括ケアシステムの構築を図っており、在宅福祉サービスの質や量の拡大も含め、介護保険制度の持続可能性を確保していくためのあり方が課題となっています。

【障がい福祉分野】

平成23(2011)年に障害者虐待防止法が施行され、平成25(2013)年4月からは、対象に難病患者等も加えた障害者総合支援法が施行されました。障がい者人口は令和元(2019)年5月現在、約937万人、うち在宅で生活している障がい者は約362万人と推計されています。近年は、福祉施設や在宅から地域社会での自立生活へ、また、就労系福祉サービスから一般就労への移行が進められています。

【子ども家庭福祉分野】

子ども(15歳未満)人口は令和6(2024)年4月現在、約1,401万人で子どもの割合(総人口に占める子どもの割合)は11.3%でした。令和12(2030)年には、子ども人口は1,312万人に

なると推計されています。今後も少子化の進行は止まらないものと見込まれており、子どもを産み育てる環境の整備が喫緊の課題となっています。また、子どもたちの健やかな育ちを切れ目なく支援していくためには、子どもや家庭を地域のなかで支える仕組みとしての子ども家庭支援体制の整備を構築するとともに、財政支援の強化が必要となっています。

【セーフティネット・生活困窮分野】

平成 27（2015）年に制度の狭間の諸課題等に対し、地域での柔軟な取組を促進するための新たなセーフティネットとして、生活困窮者自立支援制度が創設されました。しかし、日本経済の長期的な低迷や新型コロナウイルス感染症の影響による社会的孤立を背景に、引き続きセーフティネット機能の拡充が課題となっています。

【地域共生社会の実現】

平成 30（2018）年 4 月の改正社会福祉法等では、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備のための地域福祉推進の理念が規定され、地域福祉計画は各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられました。また、令和 2（2020）年 6 月の改正社会福祉法等では、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を盛り込んだ重層的支援体制整備事業が創設されるなど、包括的な支援体制が推進されています。

【権利擁護の推進】

認知症高齢者や精神障がい者等の増加に伴い、意思決定支援が重要になっています。平成 28（2016）年 5 月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されましたが、制度の理解不足や手続きの煩雑さ、費用や報酬等の経済的負担などが問題となり、その利用が進んでいない状況にあります。国においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を設置・運営することを市町村の努力義務と位置づけ、支援が必要な方の地域での日常生活等を社会全体で支える体制づくりを求めています。

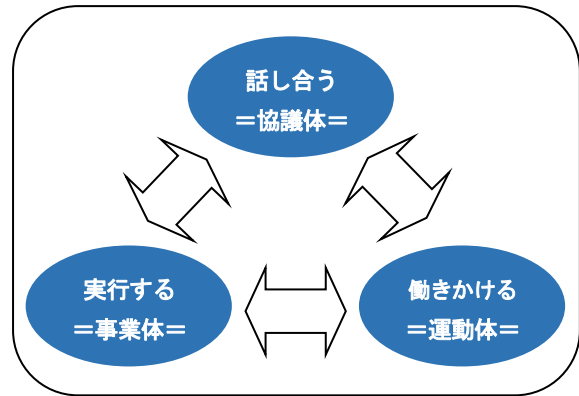
【多発する自然災害への対応】

平成 23（2011）年 3 月 11 日、東日本大震災が発生し、甚大な被害が生じました。その後も平成 28 年熊本地震（2016 年）、平成 30 年北海道胆振東部地震（2018 年）、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨災害。2018 年）、令和 6 年能登半島地震（2024 年）など、毎年のように自然災害が全国で発生しています。今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生も予想されています。

このような災害の頻発化の中で、福祉組織・関係者による被災地での福祉支援活動を十分に行うことができるよう、平時からの備えが必要です。また、社協が中心となって設置・運営する災害ボランティアセンターの役割に期待が寄せられています。

(4) 本会の経営状況等

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、全国すべての市区町村、都道府県・指定都市に設置された公共性・公益性の高い民間非営利団体です。住民主体の理念に基づき、個人や地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、みんなで話し合い（協議体）、働きかけ（運動体）、実行（事業体）して解決に取り組むことにより、地域福祉の推進を図っています。



また、社会福祉協議会の経営にあたっては、社会福祉法第24条第1項において「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」とされています。

1) 事業展開について

本会では、①法人経営の基盤強化、②地域福祉活動の推進、③相談支援・権利擁護の充実、④介護・生活支援サービスの提供、⑤地域包括支援センター（南圏域）の運営、に大きく分類して事業を展開しています。

①法人経営の基盤強化

安定した法人経営や効率的な事業運営を図るため、将来ビジョンの検討や各部門間の調整等を行うとともに、法人全体・事業全体のマネジメントにあたっています。財源の確保や財務管理、職員体制の確保や労務管理体制の構築など、経営資源の最適化を図るとともに、リスク管理や法令順守など内部管理体制の構築により法人業務を適正に行っています。また、地域に開かれた組織として、情報公開や説明責任を果たすなど、本会への理解と信頼が得られるよう努めています。

②地域福祉活動の推進

地域住民や団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、その解決や地域づくりに向けて取り組んでいます。また、各小学校区に設置している地域福祉推進委員会（自治会、民生委員・児童委員、学校、PTA、福祉関係者等で組織）の活動支援では、子どもや高齢者の見守りの推進、高齢者の居場所の創設による介護予防の推進、地域におけるさまざまなイベントの実施による担い手の確保などにより、地域福祉のまちづくりを進めています。

③相談支援・権利擁護の充実

地域住民の地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談支援と権利擁護支援を行うことにより、高齢者や障がい者、生活困窮者等を支援しています。判断能力が不十分な人に対する福祉サービスの利用援助や金銭管理を行う日常生活自立支援事業、本会が成年後見人等となる法人後見事業、生活困窮者等に対する生活福祉資金の相談・貸付などを行っています。

④介護・生活支援サービスの提供

介護保険制度・障害者総合支援法におけるホームヘルプサービスを実施しています。利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、質の高いサービスの提供に努め、事業を展開しています。

事業実施にあたっては、地域生活課題の把握、地域における介護力の向上などにも努め、サービスの提供を行っています。

⑤地域包括支援センター（南圏域）の運営

橿原市からの委託を受けて、地域包括支援センター（南圏域）を設置しています。センターでは、地域の高齢者に対して総合的な相談・支援を行うとともに、「かしはら街の介護相談室」との連携を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

2) 財務状況について

①財源の確保

本会の財源は、行政等からの補助金、委託費等の「公費財源」、介護保険収入等の「事業収入財源」、社協会費、寄付金、共同募金配分金等の「民間財源」で構成しています。

本会は公共性の高い事業を実施する組織として、これまで公費財源が財政の基盤となってきました。補助金については、地域福祉の推進を図るうえで重要な財源ではありますが、これに依存するのではなく、事業収入財源や民間財源の割合を高め、その確保に向けたさらなる努力が必要となります。

介護保険制度・障害者総合支援法におけるホームヘルプサービス事業については、事業としての採算性の確保と持続可能な経営を行う必要があります。そして、この事業における収益である事業収入財源は、サービスの質の向上や地域福祉活動などの事業費、法人経営の経費に充て、活用しています。

共同募金配分金は、年々減少傾向にあり、広報紙やホームページなどの活用により、より一層の募金運動の周知啓発に努めていかなければなりません。また、社協会員制度を広く周知することによる会費収入の増額や、新たな民間財源の確保などを検討する必要があります。民間財源の確保にあたっては、地域福祉の推進という大きな目的を達成するために、本会の事業や活動、その財源の活用の可視化を図り、地域住民の理解を得る必要があります。

②決算状況

令和元年度から令和5年度までの決算状況の推移は、次のとおりとなっています。

【収支状況の年度比較】（法人単位資金収支計算書）

（単位：千円（切捨て））

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業活動収入	306,002	260,152	255,108	234,000	227,915
事業活動支出	281,917	255,773	247,979	232,435	223,390
施設整備等収入	0	0	0	0	0
施設整備等支出	3,391	693	673	390	442
その他の活動収入	9,100	460	400	8,400	550
その他の活動支出	30,001	1	0	8,000	0
当期資金収支差額	△207	4,143	6,856	1,574	4,632
当期末支払資金残高	63,858	68,001	74,858	76,432	81,064

【資産状況の年度比較】（法人単位貸借対照表）

（単位：千円（切捨て））

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	361,613	359,831	366,889	363,441	368,341
流動資産	78,760	78,180	86,739	84,750	90,950
固定資産	282,852	281,650	280,150	278,690	277,390
負債合計	14,902	10,178	17,742	15,178	16,112
流動負債	14,902	10,178	17,742	15,178	16,112
固定負債	0	0	0	0	0
純資産合計	346,710	349,652	349,147	348,262	352,229
基本金・基金・積立金	277,615	277,157	276,757	276,358	275,808
次期繰越活動増減差額	69,095	72,495	72,389	71,904	76,420
（うち当期活動増減差額）	△5,979	2,941	△505	△884	3,966

令和5年度の資金収支計算書において、事業活動収入の約23.7%を市補助金収入、約46.1%を市受託金収入が占めています。相対的に橿原市への依存度が高い状況にあります。

令和5年度末の貸借対照表において、流動資産の約84.6%を現金預金が占めており、流動負債の約38.6%を賞与引当金、約36.5%を未払費用が占めています。借入金はなく、流動比率（流動資産の流動負債に対する割合）は564.4%で、短期の安定性は確保できているため、流動資産の効率的な活用を検討する必要があります。また、自己資本比率（総資本のうち純資産の占める割合）は95.6%で、財務状況の健全性は高いといえますが、純資産のうち基金においては、ほぼ増減がなく、今後地域福祉を推進するうえで有効な活用を図る必要があります。

3) 職員体制について

令和7年1月1日現在、職員数は59名（一般職員15名、嘱託職員12名、非常勤職員32名）となっています。

一般職員については、本会の事業規模や一般職員以外の職員との割合等から、現時点での人員数は充足しています。しかし、本会の今後の事業展開や財源確保などを見据えて、新たに採用計画を作成する必要があります。また、職員の退職状況や採用における人材確保が難しい状況において、職場環境の整備と人材の育成・定着を図る必要があります。職員の年齢構成は、45歳以上の職員の割合、35歳以下の職員の割合が高く、40歳前後の職員の割合が低い状況です。

嘱託職員については、その多くが社会福祉士や介護支援専門員などの専門職です。有期雇用者で、年度ごとの更新制となっています。無期労働契約転換制度はあるものの希望者は少ない状況です。また、一般職員との間で、働き方や職務内容を考慮するとともに、同一労働同一賃金の適切な対応も必要です。

非常勤職員については、ヘルパー又は生活支援員（日常生活自立支援事業）として従事しています。ヘルパーは、雇止め年齢を70歳まで引上げ、希望者に対する継続雇用を73歳までとしています。平均年齢は63.0歳で、事業実施の体制整備と介護人材の確保が急務となっています。

【職員数の推移】（各年度末現在。令和6年度は1月1日現在）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般職員	14	15	15	16	16	17	16	14	14	12	15
嘱託職員	18	19	22	20	20	16	14	16	14	12	12
臨時職員	1	1	0	1	3	2	3	2	2	2	—
非常勤職員	51	52	53	48	48	51	49	50	44	41	32
合計	84	87	90	85	87	86	82	82	74	67	59

※令和6年度から臨時職員を嘱託職員に統合

【職員の年齢構成】（令和7年1月1日現在）

年齢	20～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	66～70	71～73	合計
一般職員	0	4	3	1	2	3	2	0	0	0	0	15
嘱託職員	0	0	0	3	1	4	1	1	2	0	0	12
非常勤職員	0	0	0	1	0	1	1	5	11	10	3	32
合計	0	4	3	5	3	8	4	6	13	10	3	59

※職員の平均年齢（一般職員：39.1歳、嘱託職員：48.9歳、非常勤職員：63.0歳）

3. 理念・基本方針・重点項目

(1) 理念

**みんなで作る
健やかで安心して心豊かに暮らせるまち**

本会は、檀原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。そのため、社会福祉を目的とする事業を経営する者としての理念（中期経営計画）と、地域福祉を推進する団体の役割としての理念（地域福祉推進計画）とは同じものとし、「社会福祉法人檀原市社会福祉協議会」の進むべき方向性を明確にしています。

(2) 基本方針

本会は、中期経営計画と地域福祉推進計画の理念の実現を図るため、4つの基本方針を掲げ、社協活動を行います。

1. 地域住民に対する積極的な情報の発信と説明責任を果たすことにより、経営の透明性と中立性、公正さを確保する。
2. 地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
3. 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
4. すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

(3) 重点項目

本会は、基本方針に基づき、4つの重点項目を掲げ、中長期的視点を持って社協経営を行います。

1. 経営組織の基盤強化
2. 人材の確保・育成・定着
3. 財政基盤の強化
4. 事業経営の強化

市区町村社協の使命（市区町村社協経営指針）

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

4. 計画の体系

(1) 経営組織の基盤強化

- | | |
|---------------|--|
| 1) 将来ビジョンの明確化 | ①使命・理念・基本方針等の周知
②第1次中期経営計画の策定及び進捗管理 |
| 2) 理事会等の運営 | ①理事会・評議員会の活性化
②構成団体等との連携・協働 |
| 3) 業務管理体制の強化 | ①リスク管理体制の強化
②コンプライアンス体制の強化
③事業継続計画（BCP）の策定
④不正防止のための内部牽制体制の整備 |
| 4) 情報の発信 | ①広報活動の強化 |
| 5) 組織体制の整備 | ①組織体制整備の推進
②部門間連携の推進 |
| 6) 業務の合理化・効率化 | ①事業評価の実施とPDCAサイクルの導入
②業務のデジタル化・効率化の推進
③業務の平準化と標準化の推進 |

(2) 人材の確保・育成・定着

- | | |
|-----------------|---|
| 1) 働きやすい職場環境の整備 | ①業務量等の検討・改善
②仕事と子育ての両立の推進
③ワーク・ライフ・バランスの推進
④メンタルヘルス対策の充実
⑤ハラスメントの防止 |
| 2) 職員のスキルアップ | ①研修体系の構築・計画的な研修の実施
②人事評価・昇格試験の実施
③橿原市への実務研修派遣の実施に向けた協議 |
| 3) 人材確保に向けた取組 | ①効果的な職員採用の実施
②給与体系の見直し |

(3) 財政基盤の強化

- | | |
|-------------|--|
| 1) 財源の確保 | <ul style="list-style-type: none">①自主財源の確保・拡充の検討・実施②新たな委託事業の実施等による公費財源の確保③会員の拡充と会費収入の確保④共同募金の周知と活動の検討・善意銀行の周知⑤適正な資産の運用 |
| 2) 積立資産等の整備 | <ul style="list-style-type: none">①地域福祉基金・障がい者等支援基金等の活用②障がい者等支援基金の新たな活用の事業計画化③助成制度（公募）の実施 |
| 3) 財政運営の健全化 | <ul style="list-style-type: none">①会計や経営状況の把握の強化②コスト意識の醸成 |

(4) 事業経営の強化

- | | |
|-----------------------|---|
| 1) 介護サービス事業所の経営強化 | <ul style="list-style-type: none">①部門間連携の推進②サービスの質の向上に向けた研修会等の実施③経営状況の把握・分析・目標設定 |
| 2) 地域包括支援センターの健全な事業運営 | <ul style="list-style-type: none">①職場環境の整備と職場内サポート体制の充実②職員育成の体系化によるスキルアップ③コスト意識の向上による経営の安定化 |

5. 計画における取組内容

(1) 経営組織の基盤強化



1) 将来ビジョンの明確化

【現状と課題】

- 社協の「使命」や、本会の「理念」「基本方針」を明確にし、役職員にさらに周知することで、徹底を図る必要があります。
- 「基本計画」「発展・強化アクションプログラム」が策定されていたものの、「地域福祉推進計画」との整合性が曖昧でした。

【今後の方向性】

- 本会の「使命」「理念」「基本方針」を役職員に周知し、徹底を図るとともに、「地域福祉推進計画」との整合性を図り、本会の「中期経営計画」を策定し、単年度の事業計画に反映させます。
- 第1次中期経営計画は、事業評価の導入により、進捗管理を行います。

【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
使命・理念・基本方針等の周知	周知・徹底			

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
理事会・評議員会での周知	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上
局内会議での周知	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上

2) 理事会等の運営

【現状と課題】

- 本会では、事業計画・予算や事業報告・決算、規程の改正など重要な案件については、理事会で協議等を行っています。しかし、理事会では定例的な案件審議が主な議題となっていることから、経営主体としての機能が果たせるような体制整備と機能強化が求められます。

○理事・監事・評議員の選出団体を構成団体と位置づけていますが、各団体の活動が把握できておらず、団体間の交流や意見交換の場がありません。

【今後の方向性】

- 業務執行の意思決定機関である理事会と議決機関である評議員会の役割や責任を明確にし、法人経営の強化と牽制体制の強化を図ります。
- 理事会への業務実態の発信や報告を適切に行い、適正な意思決定と法人経営の強化を図ります。
- 役員等に対し、本会の事業展開や法人経営について、情報を発信するとともに、研修等を行います。また、構成団体間の交流を推進し、それぞれの活動を共有することで、より一層の地域福祉の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進につなげます。

【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
理事会・評議員会の活性化	検討 →	強化 →		
構成団体等との連携・協働	把握・交流 →		連携・協働 →	

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
構成団体の交流会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回
役員等研修会の実施	年1回	年1回	年1回	年1回

3) 業務管理体制の強化

【現状と課題】

- 経営に関する管理体制として、役職員による具体的・定期的な協議が十分ではありません。
- 個人情報の保護について、規程に基づき運用していますが、リスク管理に対する職員の理解や意識をさらに高めていく必要があります。
- 大規模な自然災害や感染症等の発生に対応する事業継続計画（BCP）について、介護サービス事業所等において個別に作成されているものの、法人全体では策定されていません。
- 会計処理においては、経理規程に基づき運用され、複数の職員によるチェック体制が構築さ



れています。

○日常業務において、寄付金や募金等多くの現金を取り扱うとともに、利用者の通帳等を預かり金銭管理などの業務を行っています。

○関係機関との連絡調整や利用者支援のため、本会の自動車を使用して移動しています。これまで人身事故はないものの、車両事故や対物事故が発生しています。

【今後の方向性】

○役職員による経営戦略に関する会議を定期的又は臨時に開催し、業務執行における重要事項について協議します。

○職員に対し、リスク管理とコンプライアンスに関する研修を、それぞれ年1回以上行うなど、内部管理体制の強化を図ります。

○介護サービス事業所等の事業継続計画（BCP）との整合性を図りつつ、各事業の実施の判断や継続の優先度、職員の配置など、法人全体の事業継続計画（BCP）の策定に取り組みます。

○現金の取扱いや利用者の通帳の管理については、複数の職員によるチェックなど、管理体制を強化します。

○定期的な安全運転講習などにより、知識の習得や危険予測トレーニングを行い、安全運転意識の向上と事故の防止を図ります。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
コンプライアンス体制の強化	推進・強化 ➡	推進・強化 ➡	推進・強化 ➡	推進・強化 ➡
事業継続計画（BCP）の策定	策定 ➡	実施 ➡		

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
経営戦略会議の実施	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上
内部監査の実施	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
交通事故発生件数	0件	0件	0件	0件

4) 情報の発信

【現状と課題】

- 地域福祉推進計画での市民アンケート調査結果においては、本会や本会が実施する事業の認知度からみても広報活動が十分とはいえない状況です。
- 社協だより「いきいき」を年4回発行し、広報かしはらへの折込により、全戸配布していますが、印刷費や広報かしはらへの折込手数料が高騰し、発行回数等の検討が必要です。
- ホームページやInstagramを活用した情報発信も行っています。ホームページの閲覧件数は増加傾向にあります。

【今後の方向性】

- 幅広い世代や、団体、企業等に対し、情報発信の手段を考えながら、本会や地域福祉に関する取組の認知度を高め、より多くの参加と協力を得ることができるよう、広報活動の強化を図ります。
- 社協だより「いきいき」の発行時期、発行回数、掲載内容等を再検討するとともに、SNS の活用による情報発信を強化し、効果的な広報活動を展開します。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
広報活動の強化	検討 →	強化 →		

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
ホームページの閲覧件数	2,700PV	2,900PV	3,100PV	3,300PV
SNS（公式 LINE）の活用による情報発信	検討	導入	登録者 100 人	登録者 150 人

5) 組織体制の整備

【現状と課題】

- 社会情勢の変化や複雑・多様化する地域課題に効率的に対応するため、事務局体制の検証が必要となっています。
- 効果的・効率的な業務の遂行においては、部門を横断した連携も必要となります。特に、一般職員は自分の所属だけではなく、広い視点を持ち、法人全体のことを考えるとともに、利

用者に対する総合的な支援を考える必要があります。

【今後の方向性】

- 職員それぞれが職階や役割に応じた能力を発揮することができる事務局組織を目指し、体制整備を推進します。
- グループウェアの活用や会議等により、担当業務や所属の取組を積極的に発信するなど部門間の連携を推進します。また、発信された取組や情報に対し、適切なコミュニケーションの促進とともに、各所属・各職員の協力意識や共通認識の醸成、他の所属を知る勉強会の開催など、職員の意識啓発に向けた取組を行います。



【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
グループウェアの活用による部門間連携	1人年1回以上	1人年1回以上	1人年1回以上	1人年1回以上
各所属業務の発信	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

6) 業務の合理化・効率化

【現状と課題】

- 事業評価の導入により、事業のP（計画）D（実施）C（評価）A（調整・改善）サイクルを機能させ、業務の見直しを進める必要があります。
- 職員ごとの業務負担や繁忙期の業務の集中等、一部の職員に過度な負担となる場合や時期があります。
- 社会情勢により、働き方にも大きな変化が生じています。WEB会議などのICTの活用や、土曜日・祝日におけるサービス提供責任者の業務などの在宅勤務の検討が必要です。
- 金融機関との取引や社会保険等の手続きにおいてオンライン化を進めています。労務管理や税の申告納付等についてもオンライン化を進める必要があります。
- 業務の遂行において、すべてが紙による起案とその保存となっています。保管場所の削減も必要となっています。



【今後の方向性】

- 実施事業における目標を明確にするとともに、内部で点検できる事業評価を導入し、毎年度実施することによって、スクラップ&ビルドを推進するなど、業務の合理化・効率化を図ります。

○一部の職員に業務が集中しないよう、業務負担について見直しを行うとともに、業務ごとのマニュアルの作成等による業務遂行方法の標準化や、部門間連携を図ります。

○WEB 会議の活用を推進するとともに、在宅勤務について検討します。

○出退勤システムの構築とこれに係る電子決裁の導入を進めます。
また、保存文書のデジタル化についても検討します。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
事業評価の実施と PDCA サイクルの導入	導入 ➡	実施 ➡	実施 ➡	実施 ➡

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
事業評価の実施	年1回	年1回	年1回	年1回

(2) 人材の確保・育成・定着



1) 働きやすい職場環境の整備

【現状と課題】

- 職員ごとの業務負担や繁忙期の業務の集中等により、時間外労働や年次有給休暇の取得に差があります。
- 育児休業取得中や、育児休業から復職し、仕事と育児・子育ての両立に直面している職員の割合が高い状況です。
- 育児や介護などの休暇・休業を取得しやすい環境ではあるものの、これによる他の職員への負担軽減や業務が継続できる体制の整備が必要となっています。
- ストレスチェックによる高ストレス該当者や、メンタルヘルス不調による休職者が発生しています。心の健康づくり計画が作成されているものの、未然防止や早期発見のための取組、職場での支援が十分とはいえません。
- ハラスメントの防止に対する方針や指針が明確化されており、職員に対する定期的な研修を行っています。

【今後の方向性】

- 一部の職員に業務が集中しないよう、業務負担について見直しを行うとともに、業務ごとのマニュアルの作成等による業務遂行方法の標準化や、部門間連携を図ります。(再掲)
- 育児や介護に関する制度の周知や該当者に対する面談の実施とともに、休業や短時間勤務の取得がしやすい環境の整備に努め、誰もが働きやすく働き続けられる職場づくりを進めます。
- 仕事と子育ての両立を図ることができるよう、休暇の取得がしやすい環境の整備に努めます。
- ノー残業デーの再確認や連続した年次有給休暇の取得を促進するとともに、働き方改革に関する研修などにより、職員のワーク・ライフ・バランスを図ります。
- 職場でのメンタルヘルス対策の積極的な推進の表明とともに、衛生委員会での対策検討や、職員自身、上司、産業医等によるケアの役割を明確にします。また、職員が適切にセルフケアができるように、年1回、メンタルヘルス対策研修を行います。
- ハラスメントを発生させない、ハラスメントを許さない職場づくりを進めるため、年1回、ハラスメントに関する研修を行います。
- 職員の健康管理、資格取得の促進などに対する福利厚生の充実を検討します。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
業務量等の検討・改善	検討 →	改善 →	改善 →	改善 →
ワーク・ライフ・バランスの推進	推進 →			
メンタルヘルス対策の充実	整備 →	充実 →		
ハラスメントの防止	継続 →	継続 →	継続 →	継続 →

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
年次有給休暇の平均取得日数	14日	14日	15日	15日

2) 職員のスキルアップ

【現状と課題】

- 一般職員や嘱託職員などの職員区分と、保健師や社会福祉士、事務職などの職種があります。社協職員として目指すべき職員像が全職員に共有されていないため、職員自身・所属・組織のそれぞれの役割での人材育成が十分ではありません。
- 社協職員には、地域生活課題への対応や幅広い視野と専門的な知識、外部・内部とのコミュニケーション能力、業務の優先順位を見極めるスピード感覚とコスト感覚など、さまざまな能力が求められています。
- 法人全体の取組や組織、他の所属の業務について、知識や理解が十分ではありません。
- 職員の意識改革や能力開発を推進するための人事評価や、求められる能力や職責に対する自覚と責任意識のある職員を登用するための昇格試験を実施しています。



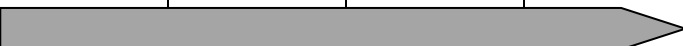


【今後の方向性】

- 「社協職員行動原則」による目指すべき職員像や主体的に取り組むべき課題などを全職員が共有するとともに、人材育成に活かします。
- OJT、OFF-JT（階層別、専門分野別、全体）、自己啓発といった職員の研修体系を整備し、人材育成に努めます。多様な経験を積む機会として、市への実務研修派遣等を検討します。
- 職員として、自らの組織を知り、理解を深めるため、組織内での研修の実施を推進します。
- 年度ごとに実施する人事評価や昇格試験を通じて、職員のやる気や向上心を高めます。また、

昇格試験については、市の動向に合わせて、実施のあり方を検討します。

【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
研修体系の構築・計画的な研修の実施	構築 	実施 		
人事評価・昇格試験の実施	検討・実施 			

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
職場内研修の実施	年3回以上	年3回以上	年3回以上	年3回以上

3) 人材確保に向けた取組

【現状と課題】

○職員の雇用形態を一般職員、嘱託職員、非常勤職員に区分しています。働き方改革により、在宅勤務や短時間勤務などの多様な雇用形態の導入や、雇用形態に合わせた適切な労務管理が必要となっています。

○職員の離職による欠員補充等のため、採用募集はするものの、どの職員区分においても人員確保が難しくなっています。

○働き方改革の同一労働同一賃金の観点から、有期雇用者の給与体系を見直す必要があります。



【今後の方向性】

○職員が仕事にやりがいを感じることができるよう、働きやすい職場環境の整備に努め、職員の離職を減らします。

○採用における職場と職員のミスマッチを無くすため、採用説明会の実施や動画による職場紹介の配信、職場見学の実施を検討します。

○有期雇用者の給与体系について、財源の確保と連動させて検討します。

【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
効果的な職員採用の実施	検討 	実施 		

(3) 財政基盤の強化



1) 財源の確保

【現状と課題】









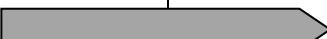
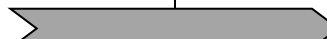
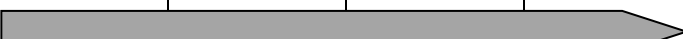
- 会員制度については年度更新のため、構成団体等の既存の会員には呼びかけていますが、積極的な新規募集の周知・依頼ができておらず、増加には至っていません。
- 共同募金については、主に戸別募金、法人募金、街頭募金等で構成されていますが、全体的に減少傾向にあります。また、募金方法の固定化や若年層への周知が十分とはいえません。
- 本会の財源構成において、橿原市からの補助金の割合が高い状況にあります。必要な財源は、自らが確保するという意識の醸成と、事業収入財源や民間財源の確保に努め、その割合を高める必要があります。
- ホームヘルプサービス事業においては、これまで一定の収益を確保してきましたが、ヘルパーの高齢化による人員確保、利用者の確保などの不安要素があります。
- 本会は公共性の高い事業を実施する組織として、これまで公費財源が財政の基盤となってきました。しかし、この確保と同時に、新たな民間財源や事業収入財源を自らが確保していく必要があります。
- 義務的に実施される事業もあり、費用対効果の検証が必要となっています。
- 基金積立資産・積立資産の大部分が定期預金での管理・運用となっています。

【今後の方向性】

- 社協会員加入の周知・依頼に努め、民間財源である会費の増額を目指します。また、本会の事業や活動の可視化を図り、会費や寄付金、共同募金などの民間財源を地域住民に見える形で有効に活用していきます。
- 赤い羽根共同募金は、「自分の町を良くするしくみ。」として全国一斉に展開される運動です。地域に根付いた運動となるよう自治会や民生委員・児童委員等との連携を強化し、周知を図り、積極的に地域住民に働きかけていきます。また、募金の使い道の周知啓発や既存の募金活動の見直し、キャッシュレス時代に応じた募金方法などを検討していきます。
- 委託事業や指定管理の実施、有料広告の募集など、新たな財源の確保に向けて検討し、実施します。
- 事業評価の導入により、事業のスクラップ&ビルドを推進し、財源の確保を図ります。
- 基金積立資産・積立資産については、定期預金だけではなく、国債の購入など適正な分散化を図り、安全で有利な方法で管理・運用していきます。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
自主財源の確保・拡充の検討・実施	検討 	実施 		
新たな委託事業の実施等による公費財源の確保	検討 	実施 		
会員の拡充と会費収入の確保	周知・依頼 	周知・依頼 	周知・依頼 	周知・依頼 
共同募金の周知と活動の検討・善意銀行の周知	周知・検討 		周知・改善 	
適正な資産の運用	運用 			

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
個人会員数	1,180人	1,210人	1,240人	1,270人
バナー広告件数	3件	4件	5件	6件
共同募金目標額	1,250万円	1,260万円	1,270万円	1,280万円

2) 積立資産等の整備

【現状と課題】

○ホームヘルプサービス事業の収益を財源として積み立て、地域福祉の推進のために活用している「地域活動積立金」の残額が少なくなっています。「介護保険事業運営積立金」については、これまで活用実績が無く、社会情勢の変化や事業実施の実態から、その目的や必要額の再確認が必要です。

○善意銀行への寄付金を積み立てた「地域福祉基金」の有効な活用が求められています。

○大口指定寄付を財源に設置した「障がい者等支援基金」の有効な活用が求められています。

○共同募金配分金について、本会が展開する地域福祉の推進のために活用していますが、民間の地域福祉活動を支えるため、公募による助成制度の創設を検討する必要があります。

【今後の方向性】

○積立資産の取り崩しに依存しない財政の健全化を図るとともに、積立資産の目的・必要額の再確認と明確化を図ります。

○地域福祉基金については、地域福祉推進委員会の取組に対する助成金としての位置づけを明確にし、単年度の予算においてこれを繰入れ、有効に活用します。

○障がい者等支援基金については、障がい者支援に対する調査・研究を行い、事業化を図り、有効に活用します。

○共同募金配分金を活用した公募による助成制度の実施に向け、調査・研究を行います。

【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
地域福祉基金・障がい者等支援基金等の活用	活用 →	活用 →	活用 →	活用 →
障がい者等支援基金の新たな活用の事業計画化	調査・研究 →	実施 →		
助成制度（公募）の実施	調査・研究 →	実施 →		

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
基金の活用による障がい者団体等への助成件数	4 団体	5 団体	6 団体	7 団体

3) 財政運営の健全化



【現状と課題】

○会計システムにより毎月の月次試算表を作成していますが、各計算書類の整合性の確認や通帳管理での活用に留まっています。収支分析、損益管理、正確な経営状況の把握に活用していく必要があります。

○職員それぞれが、会計や決算、経営状況についての理解を深める必要があります。

○限られた資源（職員、施設・設備、物品等）を共用しているため、それぞれの事業の実態に応じて費用の按分をしていますが、按分基準を明確にする必要があります。

○職員それぞれが、社会情勢の厳しさや、新たな事業展開の必要性を感じてはいるものの、現状の収支の状況や採算性に対する意識、収益を確保する意識が十分ではありません。

○経費削減を進めるとともに、職員の経費節減に対する意識を高め、経費支出の最適化を図る必要があります。

【今後の方向性】

○適正な会計から、各事業の収支の状況及び財政状態を正確に把握・分析し、これを活用した

事業展開を図ります。

○職員が法人全体の予算や決算についての説明や研修を通じて、経営状況の把握に努めます。

○非収益事業と収益事業の区分を明確にするとともに、職員が各事業の具体的な収支目標を設定し、予算実績管理を行います。

○職員一人ひとりが収入やコストを意識して事業を展開することが大切です。担当職員が予算作成時からかかわる仕組みや職員研修等を通じて、コスト意識の醸成に努め、経費支出の最適化や収益の確保につなげます。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
コスト意識の醸成	醸成 ➡	醸成 ➡	醸成 ➡	醸成 ➡

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
予算・決算状況についての勉強会の実施	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上

(4) 事業経営の強化



1) 介護サービス事業所の経営強化

【現状と課題】

○介護サービス事業（訪問介護事業、障害福祉サービス事業、移動支援事業）を実施していますが、本会における事業実施の意義や目標の共有、他部門との連携を強化する必要があります。

○介護サービスの質において、他の事業者と比較した場合の本会の強みや独自性の検証を行う必要があります。

○介護サービス事業では、介護職員処遇改善加算を取得し、経営力の向上や人材の定着化を図っていますが、特定事業所加算の取得にまでは至っていません。

○ヘルパーの高齢化が進むとともに、新規ヘルパーの確保が難しく、人材不足が常態化しているため、これを改善する必要があります。

○介護サービス事業においては、人件費比率が高くなっています。ヘルパーの稼働状況、利用者数・サービス提供時間などの目標の設定・管理により、安定した事業所の経営が必要となっています。



【今後の方向性】

○介護サービスの提供において、利用者のケアだけでなく、高齢者や障がい者と接することにより、地域の様々な生活課題や福祉課題の発見ができます。個別支援から吸い上げた課題を地域支援へとつなぐことができるよう、地域福祉推進部門との連携を図ります。

○介護サービスの質において、ケアマネジャーが自信を持って利用者に紹介できる「魅力あるサービス」を提供し、選ばれる事業所として利用者確保します。

○より一層の経営力の強化や、質の高いサービスの提供による利用者満足度の向上を図るため、特定事業所加算の取得に向けて検討します。

○福祉サービスマナー研修や接遇研修など中長期的な視点で研修の受講を促進し、サービスの質の向上と利用者満足度の向上を図ります。

○本会の魅力を活かしたサービスや質の高いサービスの提供を打ち出した人材確保と、雇用体系・給与体系の見直し、職員育成の体系化、福利厚生の充実、職場の風土づくりなど、働きやすい職場づくりを進めます。

○介護サービス事業については、定期的な経営分析により、収支シミュレーションや目標設定、必要に応じて事業体制の検証、見直しを行い、効率的で安定的な事業経営に努めます。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
部門間連携の推進	推進 →	推進 →	推進 →	推進 →
経営状況の把握・分析・目標設定	把握・分析 →	目標設定 →		

【評価指標】

指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
利用者数（訪問介護事業）	75 人	78 人	81 人	84 人
利用者数（障害福祉サービス事業）	32 人	32 人	33 人	33 人
利用者数（移動支援事業）	6 人	6 人	7 人	7 人
ヘルパー数	25 人	25 人	25 人	25 人
ヘルパー定例会・研修会の実施	年 3 回	年 3 回	年 4 回	年 4 回

2) 地域包括支援センターの健全な事業運営

【現状と課題】

○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進において中心的な役割を担っています。高齢者のニーズや生活課題が複雑・多様化する中、高齢者支援の体制強化やさまざまな機関との連携の強化が必要となっています。



○地域の福祉人材が不足する中、専門職（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど）の確保やその定着に課題があります。

○相談援助や対人援助について、職員のスキルアップとその標準化が必要となっています。

○地域包括支援センターの健全な事業運営のため、経営の安定性を確保する必要があります。また、職員それぞれがセンターの経営状況についての理解を深める必要があります。

【今後の方向性】

○業務を整理して効率的な事業運営を図るとともに、困難・複雑なケースにおいては複数の職員で担当するなど効果的な高齢者支援に努めます。

○年次有給休暇の取得やワーク・ライフ・バランスの推進など職場環境の整備と、職員に対するOJTの推進、サポート体制の充実や相談しやすい環境づくりを進め、専門職の定着と職員

定数を確保します。

- 研修会への参加や内部勉強会などを通じて、職員のスキルアップを図ります。
- 地域包括支援センターの経営状況の共有やコスト意識の向上、業務の効率化などに取り組むことで、健全な事業運営を進めます。



【取組】

取組項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
職場環境の整備と職場内サポート体制の充実	整備・充実 →			
コスト意識の向上による経営の安定化	把握・分析 →	目標設定 →		

【評価指標】

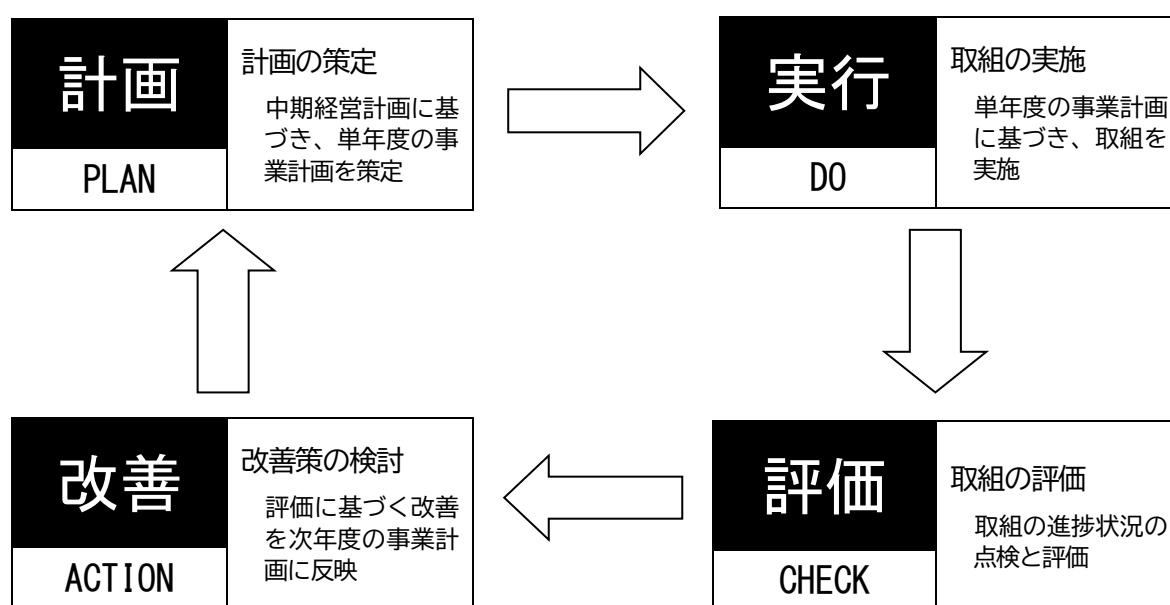
指標	目標値			
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
専門職数	11 (1) 人	11 (1) 人	11 (1) 人	11 (1) 人
スキルアップ研修の実施	年6回以上	年6回以上	年6回以上	年6回以上

※専門職数の（ ）内は、指定介護予防支援事業所における専門職数を内数として記載

6. 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、単年度の事業計画に取組項目を反映させ、実施していきます。

本計画は、PDCA サイクル（計画→実行→評価→改善）を基本としながら、法人全体で取組を推進します。本会のすべての部署、すべての職員が一丸となって取り組むことで、成果・課題や進捗の共有を図ります。そして、計画全体の進捗管理は、計画における取組内容（16 ページ～31 ページ）の今後の方向性をチェックリスト化し、定期的に点検・評価を行い、次の取組へと活かしていきます。



橿原市社会福祉協議会 第1次中期経営計画

令和7(2025)年3月

編集・発行

社会福祉法人 橿原市社会福祉協議会
〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町9番地の1
橿原市保健センター南館3階
電話 0744-29-3880 FAX 0744-29-4400
ホームページ <https://kashi-syakyou.or.jp/>
